



Title	ジェンダーと租税法
Author(s)	加藤, 友佳
Citation	
Issue Date	2013-07-31
Type	Thesis or Dissertation
Text Version	ETD
URL	<a href="http://doi.org/10.15057/25914">http://doi.org/10.15057/25914</a>
Right	

## 一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 25 年 7 月 10 日

申請者 加藤友佳  
論文題目 ジェンダーと租税法  
審査員 山田洋(主査)、川北力、相澤美智子

中立性を標榜する租税に関する法制度も、社会における他の法制度と同様に、当該社会における女性の地位や家族の在り方などに関する観念(ジェンダーバイアス)を前提としており、また、そのことが現実の社会の在り方に影響を及ぼすことになる。そうであれば、いわゆるジェンダーフリーの社会を実現するためには、租税に関する法制度も、それに相応しいものとならなければならないはずである。本論文は、このような問題意識においてわが国に比して一日の長があるアメリカやイギリスさらには EU における議論や制度を分析しつつ、租税法におけるジェンダーバイアスとそれへの対応策について包括的な検討を試みる力作である。

従来わが国においては、租税法が女性の社会的地位に及ぼす影響等については、配偶者控除の在り方などに関連して、ごく限られた範囲で議論されてきたに過ぎない。これに対して、本論文は、租税法におけるジェンダーバイアスがさまざまな分野に潜在することを明らかにし、それらの問題を包括的に分析している。租税法全体に視野を広げてジェンダーとの関係を論ずる先行業績が極めて乏しい中、本論文は、租税法に新たな視角を提示するものであり、そうした意味から、その独創性は、高く評価されるべきものである。

さらに、本論文においては、租税法におけるジェンダーに関わる諸問題が丹念に分析されているにとどまらず、財政政策全般におけるジェンダー主流化の議論、さらには、雇用などの経済全体におけるジェンダー化の流れなどに関連付けながら、これらの問題の位置づけが検討されている。このように視野の広い考察によって、本論文は、スケールの大きい研究となっており、このことも、その優れた特色となっている。

また、ジェンダーに関わる問題は、とりわけ、海外の動向に関する目配りが求められる分野である。租税法との関係については、海外の動向についても、従来、十分な情報が伝えられてこなかったが、本論文においては、アメリカやイギリスなどの多くの文献を渉猟して、そこにおける制度と最新の議論が丹念に分析されており、従来の研究の欠缺を補うものとして、貴重である。

もちろん、本論文においても、改善を期待される点は少なくない。多くの問題が包括的に取り上げられている反面、個別の問題については、やや分析が平板であり、とりわけ、今後のわが国における議論の参考に供するためには、さらなる掘り下げが期待される。また、資料の制約に由来するものと思われるが、各国の紹介にバランスを欠いていることが少なくなく、比較法研究としても、なお改善が望まれる。また、とりわけ海外の文献の紹介に際しての文章表現などに、より一層の工夫が求められる。しかし、これらの点は、発表に際して改善可能なものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者加藤友佳氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。